

指定障害児相談支援事業所
御担当者 様

横浜市こども青少年局障害児福祉保健課長

障害児通所支援事業に係る支給決定事務の一部運用変更について（通知）

日頃より、本市の障害児福祉行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、障害児通所支援事業に係る支給決定事務について、より適切かつ円滑な支給決定の実施を図るため、現行の事務の流れを見直し、令和 8 年 7 月より保護者から受領する書式について一部運用を変更いたします。

なお、障害児相談支援事業所の皆様に作成いただく書類に関しましては、従来通り変更はありません。

1. 主な変更内容

(1) 申請手続きおよび面接調査の実施方法の変更

新規申請時の支給決定において、より正確な状況把握を行うため、保護者による事前記入様式（2 種）を導入し、次のとおり手続きを実施します。

① 面接調査の実施にあたり、保護者に以下の書類を事前に記入していただきます。

- ・「**状況確認シート**」（新規導入）
- ・「**5 領域 20 項目調査票**」（新規導入）

② 面接調査において上記書類を活用します。

③ 障害児通所支援事業のみを利用する児童については、在宅援助記録票の作成を省略可とします。

※ただし、児童の状態や家庭状況、他のサービスの利用状況等によっては作成する場合があります。

(2) 就学児サポート調査票の様式変更

「5 領域 20 項目調査票」の導入に伴い、個別サポート加算（I）の決定に使用している就学児サポート調査票の様式を次のとおり変更します。

① 就学児サポート調査票の 1 ページ目を「5 領域 20 項目調査票」に置き換えます。

② 食事、排泄、入浴及び移動のうち 3 以上の日常生活動作については、「5 領域 20 項目調査票」による評価を行います。

2. 申請の基本的な流れ（参考）

今回の変更後の基本的な流れは以下のとおりです。

- (1) 保護者が書類（状況確認シート、5 領域 20 項目調査票等）を事前記入
- (2) 区役所による面接調査
- (3) 相談支援事業所によるサービス等利用計画案の作成
- (4) 支給決定
- (5) サービス等利用計画の確定
- (6) サービス利用の開始

次ページあり

3. 申請時に提出する書類（令和8年7月以降）

運用変更に伴い、申請時に区役所へ提出する主な書類については以下の通りです。

必要書類	新規申請	更新申請	作成者
申請書	○	○	保護者
状況確認シート（※）	○	×	保護者
5領域20項目調査票	○	○	保護者
就学児サポート調査票（放デイのみ）	○	○	保護者
基礎調査票	○	△（必要に応じて更新）	相談支援事業所
サービス等利用計画案	○	○	相談支援事業所

※相談支援事業利用者については、従来通り基礎調査票を作成いただくため、「状況確認シート」の提出は不要です。

4. 書類の掲載場所

今回新たに導入する「状況確認シート」、「5領域20項目調査票」及び様式を一部変更した「就学児サポート調査票」については、以下の本市ホームページに掲載しています。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/oyakokenko/shogaihoken/shien/tuushosien.html>

【問い合わせ先】

横浜市こども青少年局障害児福祉保健課

TEL：045-671-4274 FAX：045-663-2304

Mail：kd-syogaijifukuho@city.yokohama.lg.jp